

乙第60号証の5

令和3年度

年 次 報 告

個人情報保護委員会

## 第1章 委員会の組織等及び所掌事務

### 第1節 委員会の組織等

委員会は、個人情報、特定個人情報等を取り扱う事業者、行政機関等に対し、個人情報保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「マイナンバー法」という。）に基づき、監視、監督等を行う機関であり、国の行政機関を含むあらゆる監視監督対象からの独立性が必要であることから、内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第3項の規定に基づく内閣府の外局である合議制の機関として設置された。また、委員長及び委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命し（個人情報保護法第131条第3項）、その職權行使の際の独立性が明示的に定められている（個人情報保護法第130条）。

#### 1 組織

委員会は、委員長及び委員8人で構成され、任期は5年（ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間）である（個人情報保護法第131条第1項及び第132条第1項）。令和4年3月31日時点における委員長及び委員は、丹野美絵子委員長、小川克彦委員、中村玲子委員、大島周平委員、浅井祐二委員、加藤久和委員、藤原靜雄委員、梶田恵美子委員及び高村浩委員である。

委員長及び委員には、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用に関する学識経験のある者、消費者の保護に関して十分な知識と経験を有する者、情報処理技術に関する学識経験のある者、行政分野に関する学識経験のある者、民間企業の実務に関して十分な知識と経験を有する者並びに連合組織（地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の3第1項の連合組織で同項の規定による届出をしたもの）の推薦する者が含まれるものとされている（個人情報保護法第131条第4項）。

また、委員長及び委員については、独立した職權行使を保障するための身分保障の規定が設けられている（個人情報保護法第133条）。

さらに、委員会には、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができることとされており（個人情報保護法第137条第1項）、令和4年3月31日時点において5人の専門委員が置かれている。

委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局が置かれており（個人情報保護法第138条）、令和3年度末の定員は148人となっている。事務局には、令和4年3月31日時点において事務局長のほか次長、審議官、総務課及び参事官5人が置かれている。

#### 2 予算

令和3年度の委員会の予算額（補正後）は、39億6,479万円である。

#### 3 組織理念

委員会は、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ることを任務としている（個人情報保護法第128条）。この任務を十分認識し職務を遂行するため、プライバシーを含む個人の人格と密接な関連を有する個人情報が適正に取り扱われ、国民の安心・安全を確保できるよう、本年次報告冒頭のとおり組織理念を掲げている。